

# 第93回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成28年6月24日（金曜日）  
午前10時

場 所 | 静岡県沼津市上土町100番地の1  
沼津リバーサイドホテル  
4階 シャングリラ

**東芝機械株式会社**

証券コード：6104

# 東芝機械グループ 経営理念

東芝機械グループは、人間尊重を基本として、豊かな価値の創造により、産業の基盤づくりに寄与し、世界の人々の生活・文化の向上に貢献します。

## 人を大切にします

東芝機械グループは、公正かつ健全な事業活動を通して、顧客、株主、従業員をはじめ、すべての人々を大切にします。

## 豊かな価値を創造します

東芝機械グループは、メカトロニクスとシステム分野を中心に技術革新を進め、産業の基盤づくりに寄与し、豊かな価値を創造します。

## 社会に貢献します

東芝機械グループは、環境、資源を大切にし、よき企業市民として、社会の発展に貢献します。

### ( 目 次 )

	頁		頁
招集ご通知	1	連結注記表	33
議決権行使の方法についてのご案内	2	貸借対照表	40
事業報告	4	損益計算書	41
1. 企業集団の現況に関する事項	4	株主資本等変動計算書	42
2. 会社の株式に関する事項	14	個別注記表	43
3. 会社の新株予約権等に関する事項	14	連結計算書類に係る会計監査報告	48
4. 会社役員に関する事項	15	計算書類に係る会計監査報告	49
5. 会計監査人の状況	19	監査役会の監査報告	50
6. 業務の適正を確保するための体制	21	株主総会参考書類	52
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	25	第1号議案 取締役8名選任の件	52
8. 会社の支配に関する基本方針	26	第2号議案 監査役1名選任の件	56
9. 剰余金の配当等の決定に関する方針	29	第3号議案 補欠監査役1名選任の件	57
連結貸借対照表	30	第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件	58
連結損益計算書	31	株主総会会場ご案内図	裏表紙
連結株主資本等変動計算書	32		

証券コード：6104  
平成28年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号  
**東芝機械株式会社**  
取締役社長 飯 村 幸 生

### 第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 静岡県沼津市上土町100番地の1<br>沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結<br>計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報<br>告の件<br>2. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の<br>件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 取締役8名選任の件  |
| 第2号議案           | 監査役1名選任の件  |
| 第3号議案           | 補欠監査役1名選任の件  |
| 第4号議案           | 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件   |

上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toshiba-machine.co.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトにて開示いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会への出席による議決権行使の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

平成28年6月24日（金曜日）午前10時

### 書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分

### インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（右記）をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分

### インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

## 議決権行使ウェブサイトアドレス

<http://www.web54.net>

※「ウェブ行使」で検索いただけます

## アクセス手順

### ① 議決権行使サイトへアクセス

<http://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック

### ② ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### ③ パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください

## ■ システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031

(受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内景気は、前半は政府の経済政策、円安の継続や原材料価格の低下を背景に輸出企業を中心に緩やかな回復基調が続きました。海外の景気は、米国は堅調さを維持し、インドでは緩やかな回復基調にある一方で、中国経済の減速が鮮明となり、加えて東南アジア等の周辺諸国経済の不安定化や、原油価格の大幅な下落、2016年に入りリスク回避による円高基調など、先行きは依然として不透明な状況が続きました。当社グループが属する機械業界につきましても、国内の設備投資需要を中心に全体的には回復傾向を示していたものの、対象となる市場や製品により景況感に差異が生じています。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画「TM AC Plan Advanced III」(Toshiba Machine Adapt to the Change Plan Advanced III)を平成27年4月1日からスタートさせ、前連結会計年度に続き「先進と拡張」をグランドコンセプトとし、それを支える3つのサブコンセプトに「ブランド力の確立」、「マルチ・ドメスティック&グローバルガバナンス」、「個別グローバリゼーションの推進」を据え、今後成長が見込めるグローバル市場において、当社グループが販売を拡大しプレゼンスを向上させるための諸施策として、新市場の開拓、受注の確保、国内外市場向けの新商品開発、生産効率向上のための生産革新活動、財務体質の改善等に全力をあげ取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、1,200億2千1百万円(前連結会計年度比3.8%減)となりました。

このうち、海外受注高は、全体の58.2%の698億1千7百万円となりました。

また、売上高につきましては、1,172億5千9百万円(前連結会計年度比5.7%減)となりました。

このうち、海外売上高は、全体の54.7%の641億8千1百万円となりました。

損益につきましては、工作機械事業の利益改善はあったものの、成形機事業の競争激化を受けて営業利益は、38億6百万円(前連結会計年度比20.5%減)、経常利益は、49億6

千6百万円（前連結会計年度比24.1%減）にとどまりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、平成27年4月1日付で、油圧機器事業の連結子会社であった株式会社ハイエストコーポレーションの株式譲渡益を受けて、48億6百万円（前連結会計年度比11.5%増）となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高および営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受注高 （〔 〕内は構成比）	売上高 （〔 〕内は構成比）
成形機事業 （射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など）	76,638 [63.8%] 百万円	73,580 [62.7%] 百万円
工作機械事業 （大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など）	33,320 [27.8%]	32,931 [28.1%]
その他の事業 （産業用ロボット、電子制御装置など）	10,062 [8.4%]	10,747 [9.2%]
合計	120,021 [100.0%]	117,259 [100.0%]

当社は、平成27年4月1日付で当社の連結子会社であった油圧機器事業の株式会社ハイエストコーポレーションの全株式をナブテスコ株式会社へ譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

これにより、「油圧機器事業」の重要性が低下したため、同事業を「その他の事業」に含めることとし、事業の区分を従来の「成形機事業」、「工作機械事業」、「油圧機器事業」および「その他の事業」の4つの区分から、「成形機事業」、「工作機械事業」および「その他の事業」の3つの区分に変更しております。以下の前連結会計年度比較において、「油圧機器事業」につきましては、前連結会計年度の数値を「その他の事業」に組替えた数値で比較しております。

### 成形機事業（射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など）

射出成形機は、国内の自動車・住設関連業界向けや北米の自動車関連業界およびインドの事務機器業界向け等での販売を維持したものの、中国や東南アジアの市場悪化で需要が減少しました。

自動車・二輪車関連業界向けを主な供給先とするダイカストマシンは、国内、インド等での販売は維持したものの、中国や東南アジア、北米などでの販売は減少しました。

押出成形機は、国内の光学関連業界や食品用シート製造装置、中国、韓国の二次電池向けのシート・フィルム製造装置などの販売が回復傾向にありますが、二次電池関連業界における競争激化の影響がありました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、766億3千8百万円（前連結会計年度比0.5%増、海外比率69.2%）となりました。

一方、売上高につきましては、735億8千万円（前連結会計年度比8.1%減、海外比率64.1%）となりました。

### 工作機械事業（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など）

工作機械は、一部北米エネルギー関連業界の低迷はあるものの、国内の機械部品加工関連業界、中国の自動車・金型関連業界やインドのエネルギー関連業界向けを中心に堅調な販売を維持しました。

精密加工機は、国内の自動車関連光学部品向け金型業界や国内、中国、台湾および韓国向けのスマートフォン関連製品の金型業界向けに堅調な販売を維持しました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は、333億2千万円（前連結会計年度比1.9%増、海外比率45.4%）となりました。

一方、売上高につきましては、329億3千1百万円（前連結会計年度比17.0%増、海外比率46.1%）となりました。

### その他の事業（産業用ロボット、電子制御装置など）

産業用ロボットは、国内の自動車関連業界等の自動化関連設備向けや東アジアを中心とした電子デバイス・通信機器等の組立自動化設備向けに堅調な販売を維持しました。

この結果、その他の事業全体につきましては、油圧機器事業を譲渡したため、受注高は、100億6千2百万円（前連結会計年度比36.2%減、海外比率16.5%）となりました。

一方、売上高につきましては、107億4千7百万円（前連結会計年度比33.7%減、海外比率17.3%）となりました。

なお、前連結会計年度比における減少は、油圧機器事業を譲渡したためであります。



さらに、平成27年度から実施した「TM AC Plan Advanced III」では、グローバル市場において当社グループが販売を拡大し、プレゼンスを向上させるための取り組みを推進しました。

平成28年度からスタートした新中期経営計画「TM-P $\Sigma$  Plan」（Toshiba Machine Profit  $\Sigma$ （シグマ）Plan）では、これまでの中期経営計画のコンセプトである「先進と拡張」の考えは継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」の二つを基本方針にしました。

「高収益体質への変革」では、当社グループ喫緊の課題である収益性の回復に向け、総原価を低減する各施策を着実に実施してまいります。一方、「選択と集中」では現在活発な動きを示す市場・地域・顧客に対し経営リソースを集中し、グループが着実に成長していくための施策を進めてまいります。

また、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底等に注力し、当社グループの将来を担う人材の育成、法令遵守および社会貢献など企業の社会的責任活動にも積極的に取り組んでまいります。

#### 【新中期経営計画 TM-P $\Sigma$ Planについて】

「TM-P $\Sigma$  Plan」は、力を表す「Power」のP、利益を表す「Profit」のPと、総和の意味を持つ「 $\Sigma$ 」により、当社グループ全員が共に創る意識を共有し、力の総和によって利益の総和を拡大していくことをコンセプトとしています。



## (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 90 期 (平成24年度)	第 91 期 (平成25年度)	第 92 期 (平成26年度)	第 93 期 (平成27年度)
受 注 高 (百万円)	112,121	120,221	124,754	120,021
売 上 高 (百万円)	120,899	113,062	124,373	117,259
経 常 利 益 (百万円)	9,823	6,501	6,542	4,966
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,891	4,444	4,312	4,806
1株当たり当期純利益 (円)	51.91	29.23	28.36	31.61
総 資 産 (百万円)	142,239	148,680	161,975	158,310
純 資 産 (百万円)	79,399	84,217	93,669	93,345

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社には会社法に規定される親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東芝機械エンジニアリング株式会社	100 百万円	100.0 %	成形機等の販売・サービス、システムエンジニアリング事業
東 栄 電 機 株 式 会 社	350 百万円	100.0	各種制御、電気装置の製造・販売
株 式 会 社 不 二 精 機 製 造 所	390 百万円	100.0	工作機械等の製造・販売
芝 浦 セ ム テ ッ ク 株 式 会 社	50 百万円	100.0	環境測定機器の販売・サービス、環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	82,770 千人民元	100.0	成形機の製造・販売
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	3,139 千人民元	100.0	成形機、工作機械等の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	3,514 千人民元	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	3,500 千香港ドル	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	800,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機の製造・販売
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	173,000 千インドルピー	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	54,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	2,400 千シンガポールドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	23,000 千米ドル	100.0	成形機、工作機械等の販売・サービス

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。

3. 当社は、重要な子会社であった油圧機器事業の株式会社ハイエストコーポレーションの全株式を平成27年4月1日にナプテスコ株式会社へ譲渡いたしました。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事業	主 要 製 品
成形機事業	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機
工作機械事業	大型機 門形機 横中ぐり盤 立旋盤 精密加工機
その他の事業	産業用ロボット 電子制御装置

## (7) 主要な営業所および工場

### ① 当社の主要な営業所および工場

当 社	本 社	沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	本 店	東京本店（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号）
	支 店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営 業 所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工 場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

② 国内子会社の主要な営業所および工場

東芝機械エンジニアリング株式会社	本 社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)
東栄電機株式会社	静岡県三島市
株式会社不二精機製造所	静岡県駿東郡長泉町
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

③ 海外子会社の主要な営業所および工場

TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海市
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	中国 上海市
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	中国 深せん市
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	香港
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ ラヨン県
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコク都
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	シンガポール
TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	米国 イリノイ州

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,286名	-180名

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,817名	-36名	43.6歳	20.1年

(注) 上記には、使用人兼務取締役および子会社等への出向者を含んでおりません。

## (9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,363百万円
株式会社静岡銀行	3,680

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 360,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 166,885,530株  
 (自己株式14,864,402株を含む)  
 (3) 株主数 11,010名 (前期末比 60名減)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社東芝	33,545千株	22.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,545	4.31
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	6,166	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,213	2.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,865	2.54
株式会社静岡銀行	2,980	1.96
株式会社三井住友銀行	2,682	1.76
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,620	1.72
CBNY – GOVERNMENT OF NORWAY	2,613	1.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,603	1.71

- (注) 1. 当社は、自己株式を14,864,402株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	飯村幸生	
代表取締役専務執行役員	岸本吉弘	コンプライアンス本部長兼管理本部長兼輸出管理部長兼沼津工場長
取締役常務執行役員	坂元繁友	コンポーネントユニット長兼企画本部長
取締役常務執行役員	八木正幸	工作機械ユニット長兼技術・品質本部長兼御殿場工場長、品質保証統括責任者
取締役常務執行役員	三上高弘	成形機ユニット長兼相模工場長
取締役執行役員	高村和夫	グローバル戦略室長兼東京本店長
取締役執行役員	伊東克雄	生産本部長、全社環境保全責任者
取締役執行役員	小林昭美	先進機械ユニット長兼押出成形機事業部長
取締役	秋山寛	
取締役	小倉良弘	ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社社外監査役
常勤監査役	牧野輝幸	
常勤監査役	綿屋慎介	
常勤監査役	辻眞	
監査役	宇佐美豊	マネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、西川計測(株)社外取締役(監査等委員)、(株)パデコ社外監査役、東京海上プライベートリート投資法人監督役員

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第92回定時株主総会において、新たに小林昭美氏が取締役に、宇佐美豊氏が監査役にそれぞれ就任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、取締役広中哲氏および監査役谷川和生氏は任期満了により退任いたしました。
3. 平成27年6月26日付で取締役執行役員三上高弘氏は取締役常務執行役員に就任いたしました。
4. 取締役秋山寛、小倉良弘の両氏は社外取締役であります。

5. 常勤監査役牧野輝幸氏、監査役宇佐美豊氏は、社外監査役であります。
6. 監査役宇佐美豊氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役秋山寛、小倉良弘の両氏ならびに常勤監査役牧野輝幸氏および監査役宇佐美豊氏の4名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
8. 当社では当事業の一層のグローバル化、複雑化およびスピード化への対応ならびに今後の企業運営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成27年6月26日付で18名（取締役兼務者8名を含む）が執行役員に就任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 ( 2)	203百万円 ( 16)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 ( 3)	62 ( 25)
合 計	16	265

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）、監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
  4. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
  5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 秋山寛
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
  - イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役秋山寛氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 取締役 小倉良弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小倉良弘氏は、ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社社外監査役であります。なお、当社はひびき法律事務所、日鉄住金物産株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、これまでの弁護士としての活動における豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小倉良弘氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 常勤監査役 牧野輝幸

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会16回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 監査役 宇佐美豊

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役宇佐美豊氏は、マネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、西川計測(株)社外取締役（監査等委員）、(株)パデコ社外監査役、東京海上プライベートルート投資法人監督役員であります。なお、当社はマネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)、宇佐美公認会計士・税理士事務所、西川計測(株)、(株)パデコ、東京海上プライベートルート投資法人との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会16回のうち就任後に開催された12回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会16回のうち就任後に開催された11回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役宇佐美豊氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外連結子会社TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.およびTOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAの9社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

## (6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分の内容

### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

### ② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

### ③ 処分の理由

- ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「東芝機械グループ経営理念」「東芝機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- ② 当社の取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について取締役は随時報告させる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役および監査役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 当社の取締役は、情報の管理について、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、法務部門がこれを行なう。また、当社グループのビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、企画部門がこれを統括する。
- ② 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図る。
- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- ③ 当社の取締役会は、経営の基本方針、当社グループの中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- ④ 当社の取締役会は、取締役および執行役員の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「決裁権限基準」に基づき、従業員の権限、責任を明確化する。
- ⑤ 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- ⑥ 当社の取締役は、経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、当社グループの年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行なう。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、従業員に「東芝機械グループ行動基準」を遵守させる。
- ② 当社のリスクマネジメントオフィサー（RMO）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- ③ 当社の取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝機械グループ行動基準」に明記する。
- ④ 当社の内部監査部門は、従業員の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、当社グループの内部監査を実施する。

## (6) 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行なう。
- ② 子会社は、「東芝機械グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ③ 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築し、子会社に推進させる。
- ④ 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「事前協議書」等に基づき当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- ⑤ 国内子会社は、「東芝機械グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- ⑥ 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況およびリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じセルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

## (7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 当社の監査役から業務補助のための監査役スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、取締役と監査役が速やかに意見交換を行なう。
- ② 当該従業員は、取締役の指揮命令系統に属さず、監査役の指示のもと職務を遂行する。

## (8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査役に報告する。
- ② 当社の取締役および従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、定期的に監査役に対して報告を行なうとともに、経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合はその都度、可及的速やかに監査役に対して報告を行なう。
- ③ 国内の子会社は、「東芝機械グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告する。
- ④ 当社の代表取締役社長は、監査役に対し経営会議等の監査役が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

**(9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役に報告をした当社グループの役職員については、報告を行なったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

**(10) 監査役 of 職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(11) その他監査役 of 監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 当社の代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行なう。
- ② 当社の取締役、従業員は、監査役 of 要請に応じてヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、経営監査に係るセルフ・アセスメント・プログラムの実施結果を監査役に都度報告する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前述の「内部統制基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 当社では、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき任命される、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を取締役が務めている。このRMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうために設置されたリスク管理委員会を本事業年度において11回開催し、コンプライアンスの徹底等を図り、当社グループのリスクの管理および低減に努めた。
- ② 当社の取締役会は、いずれも独立役員である社外取締役2名を含む取締役10名で構成されており、監査役4名も出席した上で本事業年度において16回開催され、取締役の職務執行に対する適正な監督機能を果たしている。また、当社の取締役会は、執行役員を選任しており、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・命令のもと、各自の権限および責任の範囲で職務を執行することで、意思決定の迅速化、業務の効率化に寄与した。
- ③ 子会社については、適切なガバナンスのために定められた「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づき、事業運営に関して重要事項が生じた場合の事前協議書等に基づく報告体制により、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理を行なった。
- ④ 内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、監査役会と連携して事業活動が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に海外子会社を含む全社を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長に報告した。
- ⑤ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有ならびに社外取締役・会計監査人との意見交換を通じて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行なった。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他従業員と対話を行ない、内部監査部門・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査した。常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じ意見を述べた。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難であります。

また、株式の大量買付行為の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

そこで、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させ、大量買付者の提案について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様提供し、場合によっては大量買付者と交渉・協議を行ない、経営方針等の代替案を株主の皆様提示することが、当社取締役会としての責務であると考えております。また、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、①常に変化の先頭に立つ、②商品力の強化、③CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱とした経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

中期経営計画につきましては、平成25年度からの3年間を「TM AC Plan Advanced」（Toshiba Machine Adapt to the Change Plan Advanced）として展開してきましたが、平成28年度より新中期経営計画である「TM-PΣ Plan」（Toshiba Machine Profit Σ Plan）をスタートさせました。これまでの中期経営計画のコンセプトである「先進と拡張」の考えは継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」の二つを基本方針といたしました。

「高収益体質への変革」では、当社グループ喫緊の課題である収益性の回復に向け、総原価を低減する各施策を着実に実施してまいります。一方、「選択と集中」では現在活発

な動きを示す市場・地域・顧客に対し経営リソースを集中し、グループが着実に成長していくための施策を進めてまいります。また、これらの取組みにより、当社の企業価値向上およびグローバル市場における事業の優位性確保を図ってまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 大量買付ルールの概要

当社の大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）は、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「大量買付者」といいます。）が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとします。また、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損され対抗措置の発動が相当と認められる場合には、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として対抗措置を発動いたします。

(2) 本ルールの手続の流れ

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

当社取締役会は、大量買付者に対し情報提供完了通知を行ない、その後60営業日（最大90営業日まで延長可能）を取締役会検討期間として、大量買付者からの提供情報の評価・検討を行ない、大量買付行為は取締役会検討期間経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において外部専門家等の意見を聞きながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。独立委員会は、本ルールの実施にあたり当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勘案して、当社取締役会に対する勧告を行ないます。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、あるいは、独立委員会に諮問のうえ当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

(i) 対抗措置を発動しない場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくこととなります。

(ii) 対抗措置を発動する場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合や、遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の定める一定の事由に該当する場合その他当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を決定いたします。対抗措置発動の決定には、当社取締役会の判断により、具体的な対抗措置を決定したうえで、独立委員会の勧告を受けて、株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

なお、対抗措置発動による影響については、当社取締役会としましては、対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。

(3) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は、平成28年3月期の定時株主総会の終結時までとなります。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 対応方針が基本方針に沿うものであること

本ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと

本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断を可能ならしめ、かつ、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ合理的な内容で設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

本ルールは上記目的のための枠組みとして平成25年6月26日開催の第90回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

(3) 本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手段としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

(注) 以上は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト (<http://www.toshiba-machine.co.jp/documents/jp/ir/library/bouei.pdf>) をご参照ください。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、財務体質を強化しつつ、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

なお、当期につきましては、第2四半期末配当6円を実施いたしました。期末配当につきましては、1株につき6円とし、年間で12円の配当とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>120,987</b>	<b>流動負債</b>	<b>48,795</b>
現金及び預金	16,656	支払手形及び買掛金	25,060
受取手形及び売掛金	43,425	短期借入金	12,109
有価証券	26,276	リース債務	27
商品及び製品	7,208	未払法人税等	950
仕掛品	22,169	未払費用	5,020
原材料及び貯蔵品	72	前受金	3,411
繰延税金資産	2,809	製品保証引当金	594
その他の流動資産	2,528	その他の流動負債	1,620
貸倒引当金	△159	<b>固定負債</b>	<b>16,170</b>
<b>固定資産</b>	<b>37,323</b>	長期借入金	4,800
<b>有形固定資産</b>	<b>19,249</b>	リース債務	37
建物及び構築物	10,162	長期未払金	8
機械装置及び運搬具	1,950	繰延税金負債	2,016
土地	6,450	役員退職慰労引当金	32
リース資産	64	退職給付に係る負債	9,226
建設仮勘定	31	資産除去債務	48
その他の有形固定資産	589	その他の固定負債	0
<b>無形固定資産</b>	<b>3,141</b>	<b>負債合計</b>	<b>64,965</b>
のれん	2,254	<b>(純資産の部)</b>	
その他の無形固定資産	886	<b>株主資本</b>	<b>89,663</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,933</b>	資本金	12,484
投資有価証券	14,200	資本剰余金	19,600
出資金	170	利益剰余金	67,623
長期貸付金	37	<b>自己株式</b>	<b>△10,044</b>
繰延税金資産	71	その他の包括利益累計額	3,681
その他の投資	494	その他有価証券評価差額金	2,901
貸倒引当金	△39	<b>為替換算調整勘定</b>	<b>2,643</b>
		退職給付に係る調整累計額	△1,864
<b>資産合計</b>	<b>158,310</b>	<b>純資産合計</b>	<b>93,345</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>158,310</b>

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売上高		117,259
売上原価		85,004
売上総利益		32,254
販売費及び一般管理費		28,448
営業利益		3,806
営業外収益		
受取利息及び配当金	334	
その他の営業外収益	1,807	2,142
営業外費用		
支払利息	141	
その他の営業外費用	841	982
経常利益		4,966
特別利益		
固定資産売却益	18	
関係会社株式売却益	2,651	2,670
特別損失		
固定資産処分損	28	28
税金等調整前当期純利益		7,608
法人税、住民税及び事業税	2,079	
法人税等調整額	722	2,802
当期純利益		4,806
親会社株主に帰属する当期純利益		4,806

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	19,600	64,337	△10,043	86,379
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,520		△1,520
親会社株主に帰属する当期純利益			4,806		4,806
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,285	△1	3,284
当 期 末 残 高	12,484	19,600	67,623	△10,044	89,663

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	4,073	3,780	△564	7,289	93,669
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,520
親会社株主に帰属する当期純利益					4,806
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,171	△1,136	△1,300	△3,608	△3,608
当 期 変 動 額 合 計	△1,171	△1,136	△1,300	△3,608	△323
当 期 末 残 高	2,901	2,643	△1,864	3,681	93,345

## 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 14社

[主要な連結子会社名]

東芝機械エンジニアリング(株)、東栄電機(株)、(株)不二精機製造所、芝浦セムテック(株)、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA

(株)ハイエストコーポレーションについては、保有する全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社数 9社

[主要な非連結子会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社(9社)の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社 1社 (株)ニューフレアテクノロジー

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数 9社

関連会社数 1社

[主要な非連結子会社・関連会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社(9社)及び関連会社(1社)の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAの決算日は12月31日であります。したがって連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

( 評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定 )

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 6. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………当社及び㈱不二精機製造所は、定額法を採用しております。  
他の国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。

建物以外……………定率法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 7. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。
9. ヘッジ会計の方法  
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
10. のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。
11. 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
12. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

#### 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

なお、企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	55,844百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額60百万円を含んでおります。	
2. 保証債務	
金融機関等に対する支払保証	
Wells Fargo Equipment Finance	515百万円
TM Acceptance Corp.	332百万円
その他	0百万円
計	848百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 166,885,530株
- 配当に関する事項
  - 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月28日取締役会	普通株式	608	4.00	平成27年3月31日	平成27年6月2日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	912	6.00	平成27年9月30日	平成27年12月2日
計		1,520			

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成28年4月27日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。
  - 配当金の総額 912百万円
  - 配当の原資 利益剰余金
  - 1株当たり配当額 6.00円
  - 基準日 平成28年3月31日
  - 効力発生日 平成28年6月2日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	16,656	16,656	—
(2) 受取手形及び売掛金	43,425	43,428	2
(3) 有価証券及び投資有価証券	39,962	41,100	1,137
(4) 支払手形及び買掛金	(25,060)	(25,060)	—
(5) 短期借入金	(12,109)	(12,109)	—
(6) 長期借入金	(4,800)	(4,807)	7
(7) デリバティブ取引（*2）	28	28	—

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（\*3）為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券  
これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。上場株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規と同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) デリバティブ取引  
時価の算定方法は、先物為替相場によっております。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額513百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	614円03銭
1株当たり当期純利益	31円61銭

#### 企業結合等関係

##### (事業分離)

当社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ハイエストコーポレーション（以下「ハイエストコーポレーション」）の全株式をナブテスコ株式会社（以下「ナブテスコ」）へ譲渡することを決議し、平成27年4月1日に譲渡を実施いたしました。

##### 1. 事業分離の概要

- (1) 分離先企業の名称  
ナブテスコ株式会社
- (2) 分離した事業の内容  
油圧機器の製造・販売等それに付帯関連する事業
- (3) 事業分離を行った主な理由  
当社グループは、「先進と拡張」をキーワードにコア技術の深耕とグローバルな市場拡大に取り組み、事業基盤のさらなる強化を進めております。  
このような中、当社グループとしては、成形機、工作機械等を中心とした装置産業へ経営資源を集中することが上記目的を達成する上で望ましいとの判断に至り、当社グループで建設機械用油圧機器事業に携わっているハイエストコーポレーションにつきまして、その全株式をナブテスコへ譲渡することといたしました。本株式譲渡によって、ハイエストコーポレーションについても、事業規模のある企業グループに編入されることにより技術的優位性の確保・強化と継続的な発展を図ることができるものと考えております。

- (4) 事業分離日  
平成27年4月1日
- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項  
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡
2. 実施した会計処理の概要
- (1) 移転損益の金額  
関係会社株式売却益 2,651百万円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
- |      |              |
|------|--------------|
| 流動資産 | 4,145百万円     |
| 固定資産 | 579          |
| 資産合計 | <u>4,725</u> |
| 流動負債 | 4,237        |
| 固定負債 | 296          |
| 負債合計 | <u>4,533</u> |
- (3) 会計処理  
移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。
3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント  
油圧機器事業
4. 連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額  
当連結会計年度の期首を売却日として事業分離を行っているため、当連結会計年度の連結損益計算書には、分離したハイエストコーポレーションに係る損益は含まれておりません。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>93,002</b>	<b>流動負債</b>	<b>38,719</b>
現金及び預金	6,906	支払手形	2,768
受取手形	5,207	買掛金	18,318
売掛金	33,865	短期借入金	10,590
有価証券	26,000	リース債務	6
商品及び製品	1,720	未払金	148
仕掛品	14,989	未払法人税等	730
原材料及び貯蔵品	20	未払費用	3,561
短期貸付金	461	前受金	1,948
未収入金	1,698	製品保証引当金	486
繰延税金資産	1,651	その他の流動負債	160
その他の流動資産	491	<b>固定負債</b>	<b>10,953</b>
貸倒引当金	△8	長期借入金	4,800
<b>固定資産</b>	<b>33,422</b>	リース債務	10
<b>有形固定資産</b>	<b>14,594</b>	長期未払金	8
建物及び構築物	7,125	繰延税金負債	563
機械及び装置	1,509	退職給付引当金	5,522
車両及び運搬具	19	資産除去債務	48
工具、器具及び備品	210	<b>負債合計</b>	<b>49,673</b>
土地	5,690	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	16	<b>株主資本</b>	<b>73,849</b>
建設仮勘定	22	資本金	12,484
<b>無形固定資産</b>	<b>337</b>	資本剰余金	19,600
その他の無形固定資産	337	資本準備金	11,538
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,490</b>	その他資本剰余金	8,062
投資有価証券	5,913	<b>利益剰余金</b>	<b>51,808</b>
関係会社株式	10,833	その他利益剰余金	51,808
関係会社出資金	1,450	固定資産圧縮積立金	242
長期貸付金	37	繰越利益剰余金	51,566
その他の投資	279	<b>自己株式</b>	<b>△10,044</b>
貸倒引当金	△24	評価・換算差額等	2,902
<b>資産合計</b>	<b>126,425</b>	その他有価証券評価差額金	2,902
		<b>純資産合計</b>	<b>76,751</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>126,425</b>

## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売上高		88,308
売上原価		70,021
売上総利益		18,286
販売費及び一般管理費		16,883
営業利益		1,402
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,202	
その他の営業外収益	387	2,589
営業外費用		
支払利息	113	
その他の営業外費用	743	856
経常利益		3,135
特別利益		
固定資産売却益	18	
関係会社株式売却益	1,843	1,861
特別損失		
固定資産処分損	21	21
税引前当期純利益		4,975
法人税、住民税及び事業税	958	
法人税等調整額	214	1,173
当期純利益		3,802

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本										
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	
	資 本 金	資 準 備	本 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,484	11,538		8,062	19,600	235	49,291	49,526	△10,043	71,568	
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の積立						16	△16	-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩						△9	9	-		-	
剰 余 金 の 配 当							△1,520	△1,520		△1,520	
当 期 純 利 益							3,802	3,802		3,802	
自 己 株 式 の 取 得									△1	△1	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	6	2,275	2,282	△1	2,280	
当 期 末 残 高	12,484	11,538		8,062	19,600	242	51,566	51,808	△10,044	73,849	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高		4,070	75,639
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の積立			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰 余 金 の 配 当			△1,520
当 期 純 利 益			3,802
自 己 株 式 の 取 得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△1,167	△1,167
当 期 変 動 額 合 計		△1,167	1,112
当 期 末 残 高		2,902	76,751

## 個別注記表

### 重要な会計方針に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……定額法を採用しております。

建物以外……定率法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から処理しております。

5. ヘッジ会計の方法  
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
6. 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
7. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

#### 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

なお、企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

#### 貸借対照表に関する注記

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                      | 47,403百万円 |
| 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額60百万円を含んでおります。 |           |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                  |           |
| 短期金銭債権                                 | 10,787百万円 |
| 短期金銭債務                                 | 1,902百万円  |
| 3. 取締役、監査役に対する金銭債務                     |           |
| 長期金銭債務                                 | 8百万円      |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	20,493百万円
仕入高	18,833百万円
営業取引以外の取引高	2,105百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	14,864,402株
------	-------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因は、退職給付引当金、未払従業員賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生 の主な原因は、その他有価証券評価差額によるものです。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
その他の 関係会社	(株)東芝	被所有 直接 22.1%	商標使用許諾 契約の締結	商標使用料の 支払(注1)	233	未払費用	121

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 商標使用料の支払につきましては、(株)東芝より提示された料率を基礎として協議の上、算定しております。なお、当事業年度の損益計算書の営業外費用に含まれる取引高は189百万円です。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (注6)	科 目	期末残高 (注6)
子 会 社	(株)ハイエスト コーポレーション (注7)	所有 直接 100%	業務委託契約に基づく 業務の一部受託	業務委託料の 受取 (注2)	—	未 収 入 金	17
			土地建物の賃貸	賃貸料の受取 (注3)	—	未 収 入 金	17
			資金の援助	利息の受取 (注4) 貸付金の回収 (注4)	— —	短期貸付金	2,100
子 会 社	東栄電機(株)	所有 直接 100%	東栄電機(株)製品・部品の 購入	製品・部品の 購入 (注1)	8,843	買 掛 金	2,098
			資金の援助	利息の受取 (注4) 貸付金の回収 (注4)	2 200	短期貸付金 長期貸付金	150 —
子 会 社	芝浦セムテック(株)	所有 直接 100%	油圧機器の購入	部品の購入 (注1)	63	買 掛 金	22
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	所有 直接 100%	当社部品の販売	部品の販売 (注1)	1,419	売 掛 金	744
			技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注5)	454	売 掛 金	98
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 製品・部品の購入	所有 直接 100%	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 製品・部品の購入	製品・部品の 購入 (注1)	7,852	買 掛 金	421
			技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注5)	80	売 掛 金	22
子 会 社	TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付 (注4) 利息の受取 (注4)	333 1	短期貸付金	311
			当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,306	売 掛 金	419
子 会 社	TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	9,723	売 掛 金	4,991

### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 業務委託料につきましては、当該業務の内容・従事時間を考慮し協議の上、決定しております。
- (注3) 賃貸料につきましては、近隣の賃貸借事例を勘案し協議の上、決定しております。
- (注4) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注5) 技術使用料につきましては、締結した契約に基づき決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注7) 当社は、平成27年4月1日付で、当社の連結子会社である(株)ハイエストコーポレーションの全株式を譲渡しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

### 3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
その他の関係 会社の子会社	東芝産業 機器システム(株)	被所有 直接 0.0%	当社製品・部品の販売	製品・部品の販 売 (注1)	1,860	売 掛 金	1,031

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 第三者取引と同様の一般的な取引条件で行なっております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 4. 役員及び個人主要株主等

該当する事項はございません。

#### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	504円88銭
1株当たり当期純利益	25円01銭

#### 企業結合等関係

(事業分離)

実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 1,843百万円

上記以外は連結注記表の企業結合等関係に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 信行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中原 義勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清本 雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝機械株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 信行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中原 義勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清本 雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝機械株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な拠点において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、調査を行ないました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ⑤ 会計監査人から金融庁による行政処分の内容、金融庁に提出した業務改善計画の内容および業務改善計画の進捗状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「行政処分を踏まえた自主点検結果」について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

東 芝 機 械 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役 牧 野 輝 幸 ㊟  
(社外監査役)

常勤監査役 綿 屋 慎 介 ㊟

常勤監査役 辻 眞 ㊟

監 査 役 宇 佐 美 豊 ㊟  
(社外監査役)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  いいむらゆきお 飯村幸生 (昭和31年6月17日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 当社射出成形機技術部長 平成16年10月 当社微細転写事業部長 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社技術統括部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	82,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 飯村幸生氏は、平成21年以来当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、企業価値向上を目指し強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な見識や職務経験を有しております。今後も当社グループ経営の推進と、コーポレートガバナンスの強化を期待し、取締役候補者としております。 <b>【取締役会出席状況（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）】</b> 16回中16回すべてに出席		
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  さかもとしいげとも 坂元繁友 (昭和33年5月22日)	昭和58年4月 当社入社 平成18年6月 当社企画部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年6月 当社東京本店長 同年10月 当社グローバル戦略室長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長 (現任)	19,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 坂元繁友氏は、取締役就任後、これまでの企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、海外事業を含めた当社グループ経営の中核を担っております。今後も当社のグループ経営およびグローバル展開の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 <b>【取締役会出席状況（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）】</b> 16回中16回すべてに出席		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  やぎ まさゆき 八木正幸 (昭和33年11月6日)	昭和58年4月 当社入社 平成14年6月 当社押出成形機技術部長 平成16年10月 当社押出成形機営業部長 平成18年6月 当社押出成形機事業部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年10月 当社先進機械ユニット長 平成25年6月 当社取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役常務執行役員、工作機械ユニット長兼技術・品質本部長兼御殿場工場長 (現任)	56,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 八木正幸氏は、取締役就任後、これまでの押出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、おもに研究開発部門の観点から経営を担っております。今後も当社グループの技術および品質向上の推進に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 <b>【取締役会出席状況（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）】</b> 16回中16回すべてに出席			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  みかみ たかひろ 三上高弘 (昭和34年10月13日)	昭和57年4月 当社入社 平成19年10月 当社ダイカストマシン営業部長 平成23年6月 当社ダイカストマシン事業部長 平成25年6月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役執行役員 同年6月 当社成形機ユニット長兼相模工場長 (現任) 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)	15,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 三上高弘氏は、取締役就任後、これまでのダイカストマシン事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、成形機ユニットの分担としての観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 <b>【取締役会出席状況（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）】</b> 16回中16回すべてに出席			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	再任  伊東克雄 (昭和33年11月12日)	昭和56年4月 当社入社 平成16年10月 当社射出成形機技術部長 平成20年10月 当社射出成形機事業部長 平成22年3月 (株)山城精機製作所出向 同年6月 当社営業統括部長 平成23年6月 当社グローバル戦略室米州統括 平成25年6月 当社取締役執行役員(現任) 平成26年6月 当社生産本部長(現任)	10,000株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 伊東克雄氏は、取締役就任後、これまでの射出成形機事業ならびに海外事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、生産統括部門の観点から経営を担っております。今後も当社グループの生産活動の推進に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p><b>【取締役会出席状況(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)】</b> 16回中16回すべてに出席</p>		
6	再任  小林昭美 (昭和35年11月14日)	昭和60年4月 当社入社 平成16年10月 当社押出成形機技術部長 平成25年6月 当社押出成形機事業部長(現任) 平成26年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役執行役員、先進機械ユニット長 (現任)	9,000株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 小林昭美氏は、取締役就任後、これまでの押出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、先進機械ユニットの分担としての観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p><b>【取締役会出席状況(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)】</b> 16回のうち就任後に開催された12回すべてに出席</p>		

候補者の番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>あき やま かん 秋 山 寛 (昭和18年7月21日)</p>	<p>昭和42年4月 湯浅電池(株)(現、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション)入社</p> <p>平成11年6月 同社取締役</p> <p>平成13年6月 同社常務取締役</p> <p>平成17年6月 同社専務執行役員</p> <p>同年10月 (株)ジーエス・ユアサ マニュファクチャリング代表取締役社長</p> <p>平成18年6月 (株)ジーエス・ユアサ コーポレーション 代表取締役会長</p> <p>平成21年6月 同社相談役</p> <p>平成22年6月 当社独立委員会委員(現任)</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 秋山寛氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)】 16回中15回に出席</p>	2,000株
8	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>お ぐら よし ひろ 小 倉 良 弘 (昭和20年12月8日)</p>	<p>昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)、新家猛法律事務所入所</p> <p>昭和57年4月 小倉・田中法律事務所(現、ひびき法律事務所)設立(現任)</p> <p>平成6年6月 東京航空計器(株)社外監査役</p> <p>平成21年6月 日鐵商事(株)(現、日鉄住金物産(株))社外監査役(現任)</p> <p>平成22年6月 当社独立委員会委員(現任)</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 小倉良弘氏は、人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外監査役として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)】 16回中16回すべてに出席</p>	1,000株

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋山寛、小倉良弘の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもってそれぞれ3年となります。
3. 当社は、秋山寛、小倉良弘の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、秋山寛、小倉良弘の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役綿屋慎介、辻眞の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
<b>再任</b> <small>つじ</small> 辻 <small>まこと</small> 眞 (昭和31年8月5日)	昭和58年4月 当社入社 平成14年4月 当社ダイカストマシン技術部長 平成18年4月 当社ダイカストマシン事業部副事業部長 同年7月 当社ダイカストマシン事業部長 平成23年6月 当社取締役、工場改革プロジェクトリーダー 平成25年6月 当社取締役執行役員、生産本部長兼相模工場長 平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	10,000株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 辻眞氏は、当社取締役および業務執行で培った豊富な見識と経験を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行ない、経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、監査役候補者としております。 <b>【取締役会および監査役会出席状況(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)】</b> ① 取締役会 16回中16回すべてに出席 ② 監査役会 16回中16回すべてに出席		

(注) 上記の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年6月26日開催の第92回定時株主総会において決議された補欠監査役今村昭文氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
いまむらあきふみ 今村昭文 (昭和28年4月18日)	昭和57年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成元年4月 あたご法律事務所パートナー弁護士 平成15年5月 グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士 (現任) 平成17年4月 第一東京弁護士会副会長 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外監査役 (現任) 平成23年6月 伊藤ハム(株)社外監査役 平成28年4月 伊藤ハム米久ホールディングス(株)社外監査役 (現任)	0株
<b>【補欠監査役候補者とした理由】</b> 今村昭文氏は、人格、見識ともに優れており、また、弁護士や他社社外監査役として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただけると判断し、補欠監査役候補者としております。		

- (注) 1. 上記の補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今村昭文氏は、社外監査役の要件を満たしております。
3. 今村昭文氏が監査役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大量買付行為を防止するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現防衛策」といいます。）を平成19年に導入し、平成22年6月25日開催の第87回定時株主総会および平成25年6月26日開催の第90回定時株主総会における承認に基づき更新いたしました。が、平成28年3月期の定時株主総会終結の時をもって、その有効期間が満了いたします。

これに伴い、当社は、現防衛策満了後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向および議論の進展に鑑み現防衛策の更新につき検討を行ない、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、現防衛策の有効期間満了に先立ち、平成28年5月17日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に現防衛策を継続することを決議いたしました。

つきましては、現防衛策の更新に関して、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、現防衛策の更新にあたっては、大量買付者が大量買付ルール（後記3. (1)に定義されます。）を遵守した場合における対抗措置の発動の判断基準について、より限定的な定めとするため、買付の条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性）等が当社の企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適切な買付行為とする見直しを行ないましたが、実質的内容に大幅な変更はありません。

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご適切にご判断いただくことは困難であります。また、株式の大量買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大量買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的としたもの、当社の資産を大量買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたものなど、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するもの

があります。

つきましては、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに大量買付者の提案が当社の企業価値および株主共同の利益に及ばず影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関して大量買付者と交渉または協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、大量買付者による情報提供、当社取締役会による評価・検討といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

以上のような見解に基づきまして、当社取締役会としては、大量買付行為が前記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行なわれること、また、当社取締役会が企業価値および株主共同の利益を毀損する大量買付行為を阻止するための対抗措置を講ずることが、当社および株主共同の利益の維持・向上に合致すると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下の経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

### (1) 当社の経営方針

当社グループは、①常に変化の先頭に立つ、②商品力の強化、③CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱として経営を推進しております。

#### ① 常に変化の先頭に立つ

当社グループの主力商品（成形機、工作機械など）の提供先となる産業界においては、グローバル規模で日々大きな市場変化が起きています。当社は、市場において重要な位置を占めている「エネルギー・環境」「労働生産性」「IoT」「新素材」というキーワードを具現化した商品群を取り揃え、自動車、航空機、電子機器等、活況を呈するドメインを見極め、そこに積極的な事業展開を行なってまいります。

#### ② 商品力の強化

当社グループは、技術プラットフォームとなる8つのコア技術（匠の加工・組立・測定技術／加工機・成形機的设计技術／カスタマイズ技術／材料技術／制御・メカ

トロ・IoT技術／摺動と回転／金型起点の成形加工技術／ナノ加工技術）を基盤として、お客様の成長に貢献できる商品を恒常的に提供できるよう、技術開発に取り組んでおります。商品開発では常にお客様の視点に立ち、お客様の期待を超える、魅力ある商品の創造に取り組んでおります。

③ CSR・コーポレートガバナンスの強化

当社グループでは、従業員による国や地域ごとの法令の遵守および社会規範・倫理の尊重を謳った「東芝機械グループ行動基準」を平成4年度に策定して以来、全従業員一人一人に浸透させるべく定期的に教育を実施してまいりました。また、平成27年度に東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの諸原則への対応を通じ、コーポレートガバナンスにおける具体的な実行態勢を実現しております。このようにして、事業活動におけるコンプライアンス（遵法）および内部統制機能を強化し、ステークホルダーから高い信頼と評価を得ることができる企業となり、社会的責任を果たしていくことを推進しております。

(2) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社グループは、平成28年度から新中期経営計画である「TM-PΣ Plan」(Toshiba Machine Profit Σ (シグマ) Plan) をスタートさせました。TM-PΣ Planでは、「高収益体質への変革」および「選択と集中」を基本方針とすることで、「利益ある堅実な成長」を目指してまいります。

基本方針の実現に向け、次の施策を実施いたします。

① 先進・拡張商品の提供

世界の各地域におけるお客様のニーズに最適な商品展開を行なってまいります。業界最先端の技術を指向する市場に向けては他社の追随を許さない機能を搭載した商品を提供し、一方、商品にコストパフォーマンスを求める市場に向けては、機能・価格がお客様の求めるレベルにベストマッチした商品を提供することに注力してまいります。

また、搭載技術の汎用化が進んでいる商品につきましては、当該商品の前後工程をシステムとして取り込み、生産ラインにおける自動化・省人化の提案を行なってまいります。

② 市場に合致した商品の展開

グローバル市場において、当社グループの商品が多くのお客様に求められている地域や市場に対して経営資源を集中的に配分することで、当社ブランドの浸透度を高めてまいります。

③ グローバル化の定着

国内工場をマザー工場と位置づけ、付加価値が高い領域の生産への特化と生産技術・生産効率の向上を図って利益を追求してまいります。一方、日本、中国、タイ、

インドを結び、各地域での調達情報を一元管理する「グローバル調達ネットワーク」を稼働させ、政治・経済・災害リスクに強い体制を構築しつつ、コスト競争力のあ  
るモノ作りを行ない、生産規模拡大と高い生産効率を追求してまいります。



3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 大量買付ルールの概要

当社取締役会としては、後記3. (2)に規定する当社株式への買付行為（以下「大量買付行為」といいます。）は、以下に定める大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）に従って行なわれることが、株主共同の利益に合致すると考えます。

本ルールは、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「大量買付者」といいます。）が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

本ルールは、これにより株主の皆様にご判断をいただくために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保し、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損される場合には、当社が当該大量買付行為に対する対抗措置（後記3. (6)に定めるとおり、当該対抗措置の具体的な内容は、その発動時点において適切な

ものを当社取締役会が決定いたします。以下「対抗措置」と総称いたします。)を発動することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的としています。

(2) 大量買付行為

対象となる買付行為（取引所金融商品市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為および平成28年6月24日開催の定時株主総会における本ルール継続時に、当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、株券等保有割合または株券等所有割合が既に20%以上である者が買い増しする行為を除きます。）

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>およびその共同保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付行為
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、買付後の株券等所有割合<sup>6</sup>が20%以上となる公開買付開始行為

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。ただし、特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合と合計する。

(3) 大量買付者にかかる情報の提供要請

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な以下に定める事項に関する情報（以下「買付情報」といいます。）および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

<提供情報の内容>

- ① 大量買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、沿革、資本構成、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、財務内容、直近3年間の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表、当社事業と同種の事業についての経験を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的・方法・内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み等、意向表明書において開示された大量買付行為の目的の具体的内容および大量買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含んだ行為の具体的内容。）
- ③ 大量買付行為における当社株券等の買付対価の算定根拠および買付資金の裏づけ（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含む資金調達の具体的内容および条件。）
- ④ 大量買付行為完了後、大量買付行為に係る大量買付者およびそのグループが当社の経営権を取得した場合における当社経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策および配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値およびその算出根拠ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑤ 当社のお客様・取引先・従業員・地域関係者等当社の利害関係者との関係について、大量買付行為完了後に予定する処遇の変更の有無およびその内容
- ⑥ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する事項

なお、提供された情報だけでは株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために不足していると考えられる場合、適宜合理的な期限を定めたいうえで、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な買付情報を追加的に求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、当社取締役会は、大量買付者によって、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な買付情報が提供されたと判断した場合には、後記3. (5)に定める独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）に諮問のうえ、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を株主の皆様の開示いたします。

#### (4) 買付内容の検討

当社取締役会は、大量買付者に対し情報提供完了通知を行なった後60営業日<sup>7</sup>を、当社取締役会による大量買付者からの提供情報の評価および検討、大量買付者との交渉、大量買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

ただし、当社取締役会は、大量買付行為の目的・方法・内容、大量買付行為完了後における当社経営方針・事業計画等の評価に特別に時間を要すると認められるときは、最大90営業日まで取締役会検討期間を延長できるものとし、この場合、当社取締役会は、延長される日数を大量買付者に通知するとともに、直ちに株主の皆様の開示いたします。

したがって、大量買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、外部専門家等の意見をききながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当該大量買付行為または当該大量買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、独立委員会に諮問のうえ、当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

#### (5) 独立委員会の設置・勧告等

当社は、本ルールの実施にあたり、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置いたしております（独立委員会規則の概要につきましては、別紙1「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任します。なお、独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙2「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、次の各事項に関し、大量買付行為に対する外部専門家の意見および外部の第三者からみずから入手した情報等を参照し、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勧告して、当社取締役会に対する勧告を行なうものとします。なお、独立委員会は、具体的な対

---

<sup>7</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。

抗措置の発動につき、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会に対し、後記3. (7)に定める株主意思確認のための株主総会を招集し、具体的な対抗措置の発動を付議することを勧告することがあります。

- ① 大量買付者による本ルールの遵守の有無
  - ② 大量買付者から提供された買付情報の必要性および充分性
  - ③ 当社取締役会から経営方針等の代替案が提示される場合には当該代替案の内容の相当性
  - ④ 対抗措置の発動要件の該当性および具体的な対抗措置の内容の相当性
  - ⑤ 発動した対抗措置の停止または変更
  - ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきであると判断した事項
- (6) 対抗措置の発動

① 対抗措置の内容

大量買付者による大量買付行為が後記3. (6)②のいずれかに該当し、当社取締役会が相当と認めた場合には、当社取締役会は、株主の皆様の共同利益の保護を目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が定める対抗措置を発動し、大量買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる措置をとるかは、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。具体的な対抗措置として、大量買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が大量買付者およびそのグループ以外の者への当社株式の交付と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行なう場合がありますが、その概要は別紙3「新株予約権の無償割当てに関する概要」に記載のとおりです。

② 発動の判断基準

ア 大量買付者が本ルールを遵守しない場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合には、大量買付行為の内容如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として、独立委員会に諮問のうえ、対抗措置の発動を決定いたします。

イ 大量買付者が本ルールを遵守した場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくこととなります。

ただし、次に掲げる場合その他大量買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、対抗措置の発動を決定いたします。

- (i) 当該大量買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買い取りを要求することにある行為
  - (ii) 当該大量買付行為の目的が、主として、不動産、動産、知的財産権・ノウハウ・企業秘密、主要取引先、お客様等を含む当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現することにある行為
  - (iii) 当該大量買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部または重要な一部を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある行為
  - (iv) 当該大量買付行為の目的が、主として、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させる等して、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある行為
  - (v) 反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大量買付行為
  - (vi) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行なう強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある行為
  - (vii) 大量買付者による支配権取得および支配権の取得後における当社のお客様、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主の皆様はもとより、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先、お客様等利害関係者との関係を破壊するおそれのある行為
  - (viii) 買付の条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性）等が当社の企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適切な買付行為
- ③ 発動の判断主体

当社取締役会は、当該対抗措置の発動に関する決定をするに際して、その判断の公正性を確保するために、事前に、独立委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します。

独立委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他の事

項についての勧告を行ないます（なお、独立委員会は、株主総会を招集し株主の皆様のご意思を確認することが適当である旨の勧告を行なうことがあります。）。

当社取締役会は、この勧告の内容を株主の皆様にご開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決定します。なお、当社取締役会が独立委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記3. (4)に定める取締役会検討期間に含まれます。

#### ④ 発動の手続き

##### ア 大量買付者が本ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が本ルールを遵守していない場合、原則として、独立委員会に諮問のうえ、対抗措置の発動を決定いたします。ただし、大量買付者が本ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告がなされた後に対抗措置を発動するならば当社または株主の皆様により著しい不利益が生じることとなる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、対抗措置を決定することができるものとします。

##### イ 大量買付者が本ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大量買付者が本ルールを遵守した場合、原則として対抗措置を発動しないものとしますが、独立委員会により、大量買付行為が前記3. (6)②イに定める対抗措置の発動の要件に該当し、対抗措置を発動することが相当である旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として対抗措置の発動を決定するものとします。ただし、その場合でも、当社取締役会が、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上という観点から対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、対抗措置を発動しないことがあります。

また、当社取締役会は、いったん対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、大量買付者が大量買付行為を撤回した場合、または独立委員会の勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対して対抗措置の停止または変更を諮問したうえで、対抗措置の停止または変更を行なうことがあります。具体的には、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行なう等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、権利行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。このような対抗措置の停止または変更を行なう場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに

その旨を株主の皆様の開示いたします。

(7) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し対抗措置の発動に係る株主の皆様のご意思を確認することが適当であるとの勧告があり、当社取締役会としても、株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、具体的な対抗措置を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

(8) 有効期間ならびに廃止および変更

本ルールの有効期間は、平成28年3月期の定時株主総会におけるご承認を得たうえで当該定時株主総会の終結時から平成31年3月期の定時株主総会の終結時までの3年間としております。本ルールの有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議により、本ルールを廃止することができます。

また、法令改正の動向等を踏まえ、有効期間中に定時株主総会で承認いただいた趣旨に反しない範囲内で、本ルールの変更等を行なうことがあります。

(9) 当社株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

なお、新株予約権の無償割当てを行なう場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様は当然に新株予約権が無償で割り当てられますので、申込みの手続等は不要ですが、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行なう必要があります（証券保管振替機構ご利用の株主様は、名義書換手続は不要です。）。

また、当社は、前記3. (6)④イに定めるように、当社取締役会の判断により、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の停止または変更を行なうことがありますが、このような場合には、当社の株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、希釈化が生じることを想定して当社株式の売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 対応方針が基本方針に沿うものであること

本ルールは、基本方針に記載のとおり、大量買付者をして株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大量買付者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては、当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関して大量買付者と交渉または協議を行ない、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様へ提示すること、さらには本ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には大量買付者に対して適切な対抗措置を講じること等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと

当社は、以下の理由から、本ルールは、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

① 企業価値および株主共同の利益の維持または向上の目的

本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについての適切なご判断を可能ならしめ、かつ、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

また、本ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上に資するような大量買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

② 事前開示

本ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件はいずれも具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家および大量買付者にとって十分な見可能性を与えるものであると考えます。

③ 株主意思の反映

「有効期間ならびに廃止および変更」（前記3. (8)）において定めたとおり、本ルールは、当社定時株主總會のご承認を得ることにより、株主の皆様のご意思を確認

いたしております。

また、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本ルールを廃止することができ、株主の皆様のご意見を反映することが可能です。

対抗措置の発動の手續としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

(3) 本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本ルールは当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手續としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本ルールにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決定するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

② 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則 ((a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b) 事前開示・株主意思の原則、(c) 必要性・相当性確保の原則) を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会（以下「委員会」という。）は、当社の定める大量買付ルール（以下「本ルール」という。）における当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。
2. 委員会の委員（以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。  
なお、当社は委員との間で、秘密保持義務に関する規定を含む委任契約を締結する。
3. 委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 委員会は、当社代表取締役または各委員が招集する。
5. 委員会は、次の事項について、委員会として評価・検討のうえ決定を行ない、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。
  - (1) 大量買付者による本ルールの遵守の有無
  - (2) 大量買付者から提供された買付情報の必要性および十分性
  - (3) 当社取締役会から経営方針等の代替案が提示される場合には当該代替案の内容の相当性
  - (4) 対抗措置の発動要件の該当性および具体的な対抗措置の内容の相当性
  - (5) 対抗措置の発動に関して株主総会を招集して株主の意思を確認することの適否
  - (6) 発動した対抗措置の停止または変更
  - (7) その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきであると判断した事項
6. 委員会は、当社取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
7. 委員会は、その職務の遂行にあたり必要に応じ、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。
8. 委員会の勧告内容の決定は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

以上

別紙2

独立委員会委員の略歴（五十音順）

1. 秋山 寛（あきやま かん）  
昭和18年7月21日生まれ  
昭和42年 4月 湯浅電池株式会社（現、株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション）入社  
平成11年 6月 同社取締役  
平成13年 6月 同社常務取締役  
平成17年 6月 同社専務執行役員  
平成17年10月 株式会社ジーエス・ユアサ マニュファクチャリング代表取締役社長  
平成18年 6月 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役会長  
平成21年 6月 同社相談役  
平成22年 6月 当社独立委員会委員（現任）  
平成25年 6月 当社社外取締役（現任）
2. 小倉 良弘（おぐら よしひろ）  
昭和20年12月8日生まれ  
昭和48年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、新家猛法律事務所入所  
昭和57年 4月 小倉・田中法律事務所（現、ひびき法律事務所）設立（現任）  
平成 6年 6月 東京航空計器株式会社社外監査役  
平成21年 6月 日鐵商事株式会社（現、日鉄住金物産株式会社）社外監査役（現任）  
平成22年 6月 当社独立委員会委員（現任）  
平成25年 6月 当社社外取締役（現任）
3. 寺本 哲（てらもと さとし）  
昭和16年6月29日生まれ  
昭和41年 2月 宮坂公認会計士事務所入所  
昭和44年 3月 監査法人第一監査事務所設立入所  
昭和61年 1月 センチュリー監査法人代表社員就任  
平成12年 4月 監査法人太田昭和センチュリー代表社員就任  
平成14年 5月 新日本監査法人（現、新日本有限責任監査法人）副理事長就任  
平成18年 5月 同法人副理事長任期満了退任  
平成19年 6月 定年により、同法人脱退  
平成22年 6月 住友林業株式会社社外監査役（現任）  
平成22年 6月 当社独立委員会委員（現任）

当社は、東京証券取引所に対して、秋山寛、小倉良弘の二氏を独立役員として届け出ております。また、上記三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権の無償割当てに関する概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行ないます。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。
3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。
4. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。
5. 新株予約権の行使条件  
大量買付者、大量買付者の共同保有者、大量買付者の特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（当社の株券等を取得または保有することが株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等（以下「非適格者」といいます。）に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めます。
6. 当社による新株予約権の取得  
対抗措置の発動を停止した場合など当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、全ての新株予約権を無償で取得することができます。  
当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「指定日」といいます。）において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち指定日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項の詳細その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

以 上

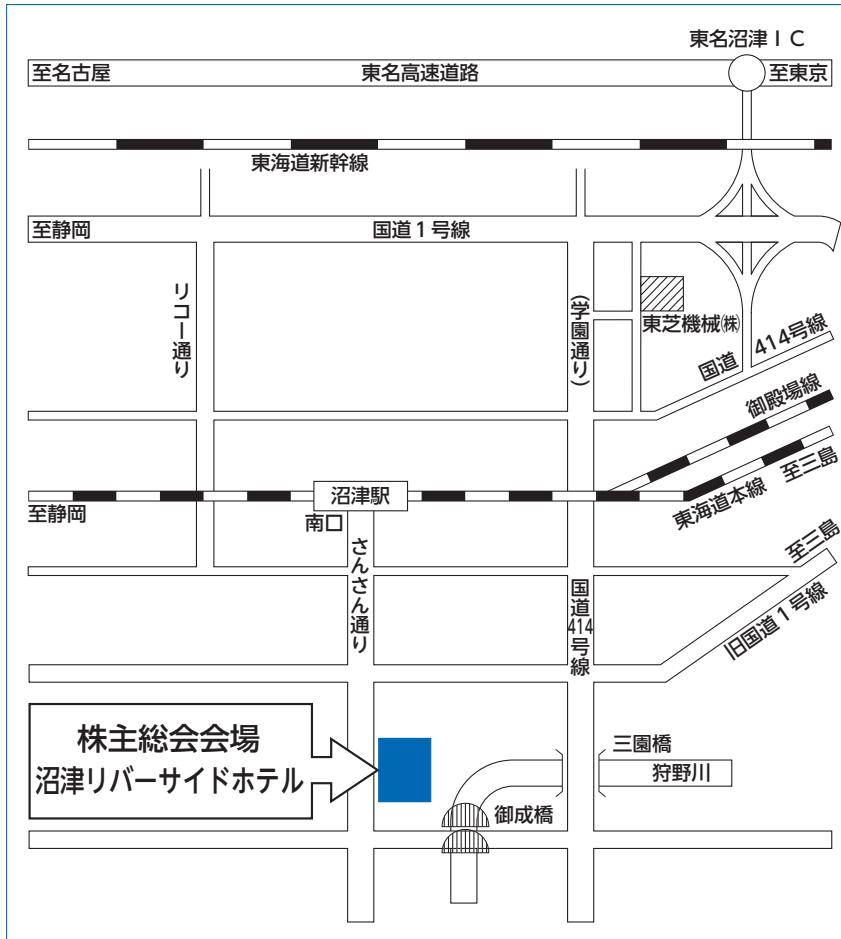






## 株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市上土町100番地の1  
沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ



■交通のご案内 JR沼津駅(南口)から、徒歩約10分